イ・ロ　（略）
ハ　商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる会社又は同項第八号に掲げる会社（金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）を営む会社に限る。）（以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）
ニ　（略）
二・三　（略）
9～14　（略）

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正）

第三条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項） **第二条**　（略） 2　（略） 一　対象役員及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第九十条第一項第十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であって、商工組合中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項 二～五　（略） 3・4　（略）	（子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項） **第二条**　（略） 2　前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　対象役員及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第九十条第一項第十三号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であって、商工組合中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項 二～五　（略） 3・4　（略）

附　則

この告示は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月十三日）から施行する。

○財務省・金融庁・経済産業省告示第六号

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第十二項第五号並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法施行令第六条第十二項第五号並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第十一条の七第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十八条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として主務大臣等が定める者等を定める告示を次のように定め、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月十三日）から適用する。

令和七年六月十一日

金融庁長官　井藤　英樹
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治